論文

神輿場はなぜ荒れたのか

――柳田國男『祭礼と世間』から考える――

中西　仁

〔抄録〕

本論文は、祭礼が社会や時代状況にどのように影響されてきたのか、とりわけ明治維新を画期とする「近代化」は祭礼にどのような影響を与えたのか、という問いに対するケーススタディーである。

祭礼と社会との関係について夙に示唆的な考察を行ったのは柳田國男である。柳田は『祭礼と世間』の中で、祭礼で神輿が暴れることは偶然ではなく、神輿舁たちの「公怨」の現れであると述べている。

近代の京都の祭礼では神輿が暴れたり、神輿場で抗争が起こることがしばしばあった。本論文では明治期における今宮祭と祇園祭での「神輿荒れ」の事例を取り上げ、それらの「神輿荒れ」が「公怨」に基づくものであることを、先行研究や諸資料を基に解明した。そして「公怨」に基づく「神輿荒れ」が起こるのは、近代の祭礼に特徴的な現象であること、「公怨」に基づく「神輿荒れ」とは、神輿場という公共空間で起こった公共性を帯びた異議申し立てであることを解明した。

キーワード　都市祭礼、神輿、公怨、祇園祭、今宮祭

はじめに

柳田國男が祭礼について論じた著作としては昭和十七（一九四二）年に刊行された『日本の祭』[1]が最も有名である。新谷尚紀によれば、『日本の祭』は「柳田とその学問にとって最も充実した」時期に著されたものであり、「全国各地に伝えられている神事や祭礼を通して日本の神祭りの原初の形態をもとめ、それが次第に変化してきていることをのべ」ている[2]。日本の祭りの歴史の概説ともいうべき『日本の祭』を著すかなり以前の大正八（一九一九）年、柳田は祭礼についての初めての本格的な論考『祭礼と世間』[3]を著している。この論考で柳

田は、塩竈神社の帆手祭を事例に、「なぜ神輿が暴れるのか」について考察している。

京都の都市祭礼[4]に於いても、明治大正期に「神輿が暴れた」「神輿場が荒れた」事例[5]は事欠かない。とりわけ被差別部落民が神輿への参入を求めて神輿場で乱闘となった今宮祭の事例と、神輿を交番に打ち付け警察官とにらみ合いになった祇園祭の事例は「神輿荒れ」の典型ともいえるものであるが、それらの事件はなぜそれが起こったのか、十分に解明されているとは言えない。本論文は明治期の京都の都市祭礼の場で起こった「神輿荒れ」の典型ともいえるそれら二つの事例を、柳田の『祭礼と世間』を補助線として考察するものである。

一・『祭礼と世間』

（一）『祭礼と世間』のあらまし

『祭礼と世間』はもともと大正八（一九一九）年五月に東京朝日新聞に掲載され、大正十一（一九二二）年に改めて出版された論考である。冒頭で柳田は「東京朝日新聞の仙台通信によれば、（中略）国幣中社塩竈神社の帆手祭に、神輿が暴れ廻って毎年三戸四戸の人家を壊し、本年などはとうとう警察署の構内まで乱入したので、官憲でも捨ておかれぬことになり、（中略）右教授（東北大学教授日下部四郎太：筆者注）は頼まれて現場に出張し、何人でも「そうですか」と言わずにおられぬような報告をせられた。教授の意見では、多数の人が神輿のごとき重いものを舁いであるくと、偶然に行列の路筋でない処にも、飛び込むものであるという。[6]」と述べ、「神輿荒れ」が偶然に起こったものであるという日下部の意見を紹介したうえで、「日下部教授は否認せられたようであるが、祭りの神輿舁きの悪意ということは、絶対に存在し得ぬものでもない。[7]」と「神輿荒れ」が偶然ではなく神輿舁きたちの何がしかの意識が働いていることを示唆し、日下部の見解を否定したうえで、このような「神輿荒れ」が「平和なる前代から引き続いて相応に行われている」と日下部に欠けている歴史的視点を提示し、「この類の悪意が、果たして宮城県警察のいわゆる、私怨を霽さんとするの挙であったのか、あるいはまた公怨の結果であったかは、公を官、私を民と始めから決定して掛からぬ限り、そう簡単に判断し得る問題ではないということである。[8]」と問題を政治的・社会的な次元にまで高め、「普通に反することをするような人間を、すこしもいじめずにおくということが、公人としてもあるまじき事であった時代としては、この徒に対する祭礼の日の悪意のごときは、たとい少数の若衆頭の手でこれを表示したとしても、やっぱり公怨でなければならなかったのである。」と結論づけている。[9]

柳田は公怨を歴史的に考察し、共同体の共通の敵たる人物に向けられた悪意の基底には神意ともいうべきものがあったことを指摘する。「神輿は本来重くもなり軽くもなる性質の物であるのみならず、今まで軽かったものがにわかに重くなるというのは、すなわち眼に見えぬ奇しき力の、新たに来たり加わることを意味すると解するのは、単に過去何千年の間の人の習癖であったともいわれぬほど、確乎とした論理学上の基礎ある事柄であるからである。別の語で言うと、それは一つの信仰の結果ではなくて、むしろその原因であったからである。[10]」。

神輿が荒れるのは神輿がにわかに重くなるからであり、神輿がにわかに重くなるからこそ人々は神輿を信仰の対象としたのであると柳田は言う。神輿がにわかに重くなり、神輿が荒れることに昔の人々は神意を見、信仰心によって神意を信じたが、この神意こそが公怨であった。

柳田は神意は公怨という人々の共同体の集団的無意識の現れであると喝破したのである。神意の中に人々の公怨を見ることは柳田をして初めてできたことであると思われる。柳田は何事も物理学的に説明できると、「信仰物理学」を標榜する日下部とも、「神輿は本来重くもなり軽くもなる性質の物であるのみならず、今まで軽かったものがにわかに重くなるというのは、すなわち眼に見えぬ奇しき力の、新たに来たり加わること」を心底信じていた「我々の親たちの信仰」とも違った立ち位置にいる。[11]

『祭礼と世間』が書かれた大正八（一九一九）年は大正デモクラシーの高揚期であった。前年の大正七年（一九一八）八月には米価の高騰に対し、都市下層や被差別部落民を中心とする米騒動が全国に広がった。政府は軍隊を投入し鎮圧したが、米価高騰のきっかけとなったシベリア出兵を推進した首相寺内正毅は九月二十一日に退陣した。民衆の力を目の当たりにした山縣有朋ら元老たちは政党内閣を認め、立憲政友会の原敬を首相に推薦、九月二十九日、日本で初の本格的な政党内閣原内閣が成立し、その後普通選挙の要求はますます高まった。

このような時代背景のもと『祭礼と世間』は書かれた。柳田は「神を頼りに苦の世界を渡って行く人々には、ぜひとも何か他の新しい方法をもって、その心ゆかしの途を授けてやらねばならぬ。政治教育が不足だからこそ、こんな石占系統の信仰が、今なお大いに行われているのではあるまいか」[12]と言う。「心ゆかしの途」とは来るべき普通選挙に於いて各自が自らの見識と意思に基づく投票を行い、民意が反映されることに違いない。この一文をもって柳田が「神輿荒れ」を前近代的な迷信に基づく暴力と捉えていたのではなく、むしろ「神輿荒れ」をとりわけ米騒動や農民運動、労働運動、部落解放運動などの民衆による社会運動に先立つものと見ていたことがわかる。神輿場で荒れる民衆の行動の背景には一種の公共性（公怨）があり、彼らの公共性は大正デモクラシーにおける民衆運動のもつ公共性と同質のものであると柳田はとらえていた。

柳田は「世間」という言葉について以下のように述べる「セケンは実際の日本語においては、今の社会という新語よりも意味が狭い。これに対立するのは土地または郷土で、つまり自分たちの共に住む以外の地、弘く他郷を総括して世間とは言っていたのである。[13]」このことから、柳田は公怨に基づいた「神輿荒れ」は「荒れた者（または荒らした者）」たちの共同体において共通認識された何らかの「正義」「常識」が、「他郷」（すなわち「他者」）によって認知されない、あるいは損なわれたと感じられた場合に、その「他者」に対する異議申し立てと捉えていたのである。

（二）先行研究より

『祭礼と世間』に注目した先行研究は数少ない。最近の研究では中里亮平、[14]・[15]大塚英志[16]があげられる。『祭礼と世間』は二つの読み方が可

能である。一つは祭礼と社会との関わりに注目した読み方であり、もう一つは公怨という祭礼参加者の意識に注目した読み方である。中里は前者、大塚は後者の読みで論を立てている。

中里の二つの論文のうち、『祭礼と世間』をより本格的に取り扱っているのは「祭礼研究から見る柳田國男の可能性」である。この論文に於いて中里は、祭礼と社会との関わりに注目した読みで論を進めている。中里は柳田の主張を「「祭礼という非日常の場は、共同体の中で暗黙に了解された意思を神の名のもとに発現する場であった」、「共同体の秩序を維持し、その権威を象徴する存在が以前の信仰に支えられた神輿を担ぐ若者たちから、国家権力の力を代表する警察という存在へと移り変わったがために今回の問題が発生した」、「こうした問題は単純に近代的、あるいは疑似科学的な解釈で片づけてよいものではなく、歴史的な背景を考える必要がある」」[17]と要約している。

中里は「神輿荒れ」の原因を「「新しい世間」である近代国家としての明治政府の論理といわゆる民俗的論理の対立と葛藤」[18]ととらえた上で、狭くて古い共同体の民俗的論理によって行われる祭礼は、常に広くて新しい「世間」である国家権力、市民社会、世論などの論理によって規制されてきたと述べる。

中里の論で興味深い点は、祭礼と政治権力は本来、対立関係にあると捉えている点である。現在、祭礼は政治利用される存在という感が強い。例えば祇園祭が京都市によって「市民の祭」と喧伝されたり、文部科学省の学習指導要領[19]に於いて、祭りは地域住民、日本国民というアイデンティティを高めるための重要な学習内容としてとらえられていたり、という事実がそれを物語っている。しかし祭礼とはその非日常性から世俗の権力を否定する暴動、蜂起、反乱に容易に転換するものであり、祭礼と政治権力は本来対立するという中里の指摘が正しいことは歴史が物語っている。[20]

ただし、中里は明治から戦前に政治と祭礼の対立の主たる局面を風俗取締や治安維持を目的とした国家による祭礼の規制に限定している。しかし、風俗規制や治安維持を目的とする限り、祭礼で暴れる民衆に対して必要なのは「修身」「道徳教育」の類であろう。しかし柳田は彼らの「心ゆかし」には「政治教育」が必要であると説いているのである。「政治教育」が必要だと主張する柳田は、「神輿荒れ」の現場に何らかの「政治」が働いていることを見ている。そう言った柳田の主張をより理解するためには、大塚のごとく祭礼参加者の意識、公怨に注目した読み方が必要とならざるを得ない。

大塚は帆手祭の事件について、まず「結論から言えば、「神輿荒れ」は旧式の世論形成システムであった、ということである」と述べる。大塚は結論に重ねるように「柳田は神輿の暴走行為が氏子側なりの「公」であったことに議論をもどす。つまり「世間」[21]という、村落共同体なりの「公」の発露であったと論じる。」とし、「柳田はいわば社会的運動としてこれ（「神輿荒れ」：筆者注）を捉え直している。だからその行為の是非は別として、神輿による家屋の破壊は「私怨」ではなく「公怨」であり、それを神輿によって実行するのはその点で「公人」である、と指摘する」とした上で、柳田は「「神輿荒れ」が表出した、かつての公共性のあり方、つまり「祭礼」と「世間」の関わり

方を検証しているのである。」と論じ、「「神輿荒れ」は、村における「公」と、近代に於いて警察が氏子にもとめる「公」という、二つの「公」の衝突であ」り、「15歳で成人して「若い衆」と呼ばれるが、「若い衆」の中でも年長者が「やや大きな権限」を持ち、その意志が反映し易い仕組みがあったとする。「若い衆」は、民意のいわば代表であり、彼らの担ぐ神輿の運動はそれゆえ、物理的法則の総和ではなく、彼らなりの意思の総和である。つまり、一見、暴徒に見えるが、自らを律し、「民意」を生成し、実行するのが「神輿荒れ」であ」るとまとめる。[22]

大塚の議論はかつての祭礼、特に神輿場がどのような場であったのかという問いに対して、十分な答えを用意している。ただしなぜ荒れるのが神輿なのか、神輿以外の例えば山車やダンジリではなかったのかについては十分に説明していない。このことについては、柳田自身の言葉に直に当たらなくてはならない。柳田は言う。「神輿の中には神様が乗っておられる。これは事実であって、詩でもなく空想でもない。またいわゆる御旅所なるものは、もと人間の設けた座敷ではなくて、神が自ら選びたまいし祭場である。ゆえに神の美幸を降臨とも、影向ともいったのである。これへ御出ましになる道筋とても同じことで、これを担ぐ者の身勝手などは、神霊の前では零であったのみならず、さらに一段と信心の強烈な世の中では、人がなくても神輿は行くべき処へ行くものと、認められていた[23]」。

すなわち前近代や明治・大正の人々からすれば、神輿には実際に神が乗っており、神輿場で起こったことは、公怨に基づく人々の行動も含めてすべて「神意」に基づくものという捉え方は「常識」であった。であるからこそ神輿場が様々な騒動の現場となったのである。つまり騒動の渦中の人々の心の奥底には「神よ御照覧あれ」という集団的無意識が共有されていたことと思われる。

二．今宮祭における「神輿荒れ」

（一）今宮祭の概要と「神輿荒れ」

今宮祭は長保三（一〇〇一）年の「紫野御霊会」を起源とする。応仁の乱をはじめ幾多の戦火を受けて長く中断していた。しかし、近世に入ると、西陣の出身であった桂昌院（徳川綱吉生母）が復興に尽力した。西陣が興隆するとともに西陣の氏子祭として栄え、祇園祭、稲荷祭、御霊祭とともに京都を代表する都市祭礼に数えられるようになった。現在は本社から旅所へと三基の神輿（先御輿、中御輿、大御輿）[24]を中心に太鼓、剣鉾、牛車、八乙女などからなる行列が本社から旅所にむかう神幸祭（五月五日）と、神輿三基が旅所から本社へ還る還幸祭（五月十五日に近い日曜日）からなる。還幸祭では御供所にて還御祭（かんぎょさい）を行った後、大宮御輿のみが提灯の飾りつけを行い、松明の先導を受けて、大宮通から本社に還る。他の二基の神輿は千本通を通って本社に還る。[25]

三基の神輿の担い手についてであるが、やや小型の先御輿は「あぐい御輿」と呼ばれ、元々は洛中と洛外の境である「あぐい」地域の人々が担ってきた。中御輿は「鷹御輿」とも呼ばれ、旧鷹ヶ峰村の鷹峯地区の「鷹若」（鷹若中輿丁会）が担っている。先御輿は「あぐい」

地域の人々が何らかの事情で神輿に寄らなくなってから、その担い手は変わってきたが、現在は中御輿の「鷹若」（鷹若中輿丁会）の「預かり」となっている。大宮御輿はもともとは今宮神社周辺の上野村の「上野若中」及び新門前村の「新門前若中」で担ってきた。「若中」という組織は一〇年ほど前までかろうじて存続してきたが、その前から人が集まらなくなり、現在は二つの村のあった二つの学区（待鳳、鳳徳）の有志で担っているとのことである。[26]

本多健一[27]によれば、三基の神輿の担い手は変遷を繰り返してきている。今宮神社の氏地は洛外の北部村落地域と南部市街地域（西陣）に分かれるが、正徳二（一七一一）年の時点では、北部村落地域「西賀茂田尻村」「同林村」が神輿三基を舁いていた。しかし延享二（一七四五）年には南部市街地域の人々に担い手が変わったことが確認できる。その後、明和三（一七六六）年の『花車町文書』によると、担い手の地域は「大徳寺門前」「安居院筋違南半町」「同北半町」「鷹ヶ峰」「同木ノ下町」となっている。これは現在の「大宮御輿」、「あぐい御輿」、「鷹御輿」の担い手の地域にほぼ対応しており、約二五〇年前から現在に至るまで「大宮御輿」と「鷹神輿」は担い手集団が変わっていないこととなる。次に述べる明治二十一（一八八八）年の今宮祭の「神輿荒れ」の際には、事件の一方の当事者である「大宮御輿」の神輿舁き集団は、すでに一二〇年以上に亘って、神輿渡御を担い続けていたことになる。

明治二十一（一八八八）年五月十五日、今宮祭の還幸祭に於いて事件が起こった。以下のごとく、当時の新聞記事は生々しく報道している。

一昨十五日、今宮神社の祭禮につき大喧嘩ありし。次第を尚能く聞くに、往昔同神社の神輿（大宮と稱するもの）は、愛宕郡東紫竹大門村の壯年輩が舁くの例なりしに、維新後彼穢多の稱號を廃せしより、同郡鷹ヶ峰村字蓮臺野（舊穢多村）の人民等も同く氏子の者なれば、共に神輿を舁かせ貰はんと、種々打合せありしも、之を舁すは神に對して不敬なりとて拒絶なし、爾来年々夫等の為紛議の生じることもあり。左れば同日午後八時頃、第三の神輿が東紫竹大門村字追分と云ふ處まで來りし折柄、豫て不平のある蓮臺野の人民凡五十名、各々瓦礫を携へて出來り、神輿を見掛て投付たり。紫竹大門村の神輿舁は之を支へんとて、神輿を畑中に下し遂に双方亂擊に及び、護衛の巡査數名が之を制せんとするも、其勢ひ當るべくもあらず。喧嘩は益々盛んになり、血を見ざれば治り難き有様なれば、巡査は急を上京警察署及び田中警察署へ報ぜしを以て、両警察署より應援の爲數十名の警部巡査派出し、双方を取鎮めしにぞ。漸く翌十六日午前三時頃、神輿を今宮神社に舁き入るゝに至りしが、右の喧嘩により、蓮臺野の大塚富之助（四十一年）原田勇次郎（六十三年）野村かな（六十年）の三人は重傷を蒙り、生死も計り難き程にて。其他輕傷を受たるは、同地の者に七八名、大門村の者に十二三名ありしが、何分夜間の事なれば兇行者も分明ならず。今尚、取調中なりと。（句読点：筆者）[28]

蓮台野村の人々が渡御中の大宮御輿を襲って乱闘となったのである。蓮台野村の人々の行動は、祭礼での突発的な喧嘩とは言い難く、ただならぬ何かを感じる。柳田國男のいうところの「公怨」が強く作用したのではないか。「時代は攻究しておくべきものである」[29]という柳田の言葉に従って、蓮台野村と今宮祭の関わりを歴史的に探究していく。

（二）蓮台野村と今宮祭

記事中の鷹ヶ峰村字蓮臺野（蓮台野村）は、近世に於いては六条村の枝村であり、牢屋敷の番役、行刑役などに従事させられた役人村であった。また朝廷との関係も深く、年寄を中心に禁裏の庭掃除役である小法師役を勤めた。はやくから身分解放、平等に関する意識が高く、慶応三（一八六七）年に年寄が「穢多」身分からの離脱を意図した身分取立ての嘆願を行った。また教育にも熱心な村であり、寺子屋では読み書きそろばんに加えてドイツ語も教えられたという。寺子屋は明治六（一八七三）年には蓮台野校、のちに楽只小学校へと発展した。明治八（一八七五）年の町村合併により蓮台野村は西紫竹大門村と合併、同村蓮台野区となる。明治十七（一八八四）年、西紫竹大門村は鷹ヶ峰村と改称された。明治二十二（一八八九）年の市制、町村制公布とともに全国的に市町村合併があいついだにも関わらず、蓮台野区は明治二十五（一八九二）年、野口村として独立した。この独立は「鷹ヶ峰村役場引継文書」の「明治二十四年五月四日分離二関スル上申書」によれば、「抑蓮台野区は古来穢多ノ一部落ニシテ、戸数弐百有余戸、多クハ古来ノ因習ニ依リテ下駄表ヲ製スルノ職工者タリ。（中略）鷹峯区ニ於テハ古来商業ヲ以テ成リ、汎ク世上ニ往来スルヲ以テカ稍世態ニ通スルノ風アリテ、（中略）斯ニ於テカ相互ノ情誼益（ママ）疎遠トナリ、其極ヤ遂ニ意外ノ軋轢ヲ来シ、時々事々円滑ナラサルニ至ル。」[30]とある。蓮台野区は遅れた被差別部落であるという鷹峯区の差別意識が分村の底にあったことがわかる。

近世に於いて多くの「穢多」村は、地域の神社の氏子として周りの村から認められてこなかった。例えば、盛田嘉徳・岡本良一・森杉夫によれば、泉国南王子村は聖明神に様々な奉仕を行っていたが、周囲の村から氏子として認められてこなかった。八月十日の祭礼には、前日から神幸の道の補修をするなどの奉仕を行ってきたが、祭礼の当日には、けがれているからという理由で神輿に近づくことさえ許されなかったという。[31]蓮台野村も南王子村と同じような扱いを受けてきた。十八世紀初頭に作成された『京都御役所向大概覚書』[32]によれば、今宮神社の氏地は「東ハ西堀川限（但、一條ゟ北ハ、小川通の西側限）、西ハ七本松通限、南ハ二条御城番北之方御屋敷迄、北ハ千束村上限」とあり、蓮台野村はおよそ西北の境界の内側にあることがわかる。しかし大阪朝日新聞の記事に「維新後彼穢多の稱號を廃せしより、同郡鷹ヶ峰村字蓮臺野（舊穢多村）の人民等も同く氏子の者なれば」とあるように、近世を通じて氏子としては認められて来なかった。

明治四（一八七一）年八月の「解放令」及び、同年から行われた公的な「氏子調べ」以降、各地の被差別部落民は地域の神社の氏子であるとの認識を持った。近世以前から当該神社とのつながりの強い場合には氏子であることを再確認した。そして、祭礼への参加を求めるよ

うになる。白石正明[33]は、京都では明治一〇年代になると被差別部落民が祭礼参加を要求するようになり、その解決に十四、五年かかっているとする。蓮台野村についていえば、少なくとも近世後期には皮革関連産業などで蓄えた経済力を背景に、今宮祭に何らかの関わりを持とうとしてきた。近世における今宮祭と蓮台野村の関係は小林丈広[34]に詳しい。以下、小林の論文をトレースする形で、近世における今宮祭と蓮台野村との関わりについて年代順に述べていきたい。

①（年代不詳）祭礼に使う小太鼓四基の修復を今宮神社が蓮台野村に命じ、蓮台野村は太鼓の修復を無料で行った。これをきっかけに太鼓の巡行（この時は太鼓を舁いていた）に、蓮台野村の人々が混ざるようになった。もともと太鼓の巡行を請け負ってきた「氏子講中神輿舁請負方之者」から差し出された人足たち[35]がこれを嫌がり祭りに出てこなくなった。

②文化十四（一八一七）年にも蓮台野村は小太鼓の修復を命じられた。しかし蓮台野村では小太鼓の修復ができなかったので、大太鼓を無料で奉納し、さらに太鼓の巡行の際の人足料まで負担することとなった。

③天保一〇（一八三九）年には太鼓巡行の人数を節約し太鼓の破損を防ぐため、太鼓を舁くことを止め、車で牽かせるようになった。太鼓の巡行については、神社が雇った者に蓮台野村の人々が混ざるようになった。また神社雇の人足の賃銭も蓮台野村が負担し、結果、太鼓のメンテナンス、購入及び太鼓の巡行など太鼓についての一切は、蓮台野村が差配するようになった。

④安政三（一八五六）年、蓮台野村の太鼓の巡行について、神社側は「不浄之もの神事之節、列中え入交リ不申様仕度奉存」[36]ので、氏子らと相談し、太鼓の修繕は蓮台野村に申し付けるが、修繕料については神社や氏子が負担し、太鼓巡行のための人足は元の通り「氏子講中神輿舁請負方之者」が差し出すこととなった。もし人足が不足した場合は神社が雇うが、その場合の賃銭は西陣地域の氏子二名が負担することとなった。

以上が近世末における今宮祭での蓮台野村と今宮神社および氏子との関係であるが、一連の流れの中で注目すべきは、特に蓮台野村の排除に関与したのが「氏子講中神輿舁請負方之者」であるという点である。一連の流れの④とほぼ同時期の安政六（一八五九）年の神輿渡御請負の状況について本多健一は、「『今宮御神事行事勤来控』によれば、やはり北部村落地域に属する「京方千本」「鷹ヶ峯」「紫野」の者が当年の神輿舁を請け負っており、これらは明和三（一七六六：筆者注）年の請負人在所とほぼ重なっている。そして現在でも、今宮祭の舁手は、北区紫野と同鷹峯両地区の住民が参加しているのである。[37]」と述べているが、そうなると「氏子講中神輿舁請負方之者」とは、明治二十一（一八八八）年五月十八日の大阪朝日新聞の記事に登場する「愛宕郡東紫竹大門村[38]」に、近世末に住まいしていた人々も含まれるとい

うことになる。となれば、明治二十一（一八八八）年の「神輿荒れ」は相当根深い背景を持っていたこととなろう。

なぜ「氏子講中神輿舁請負方之者」が蓮台野村の者を排除しようとしたのか。勿論、そこには前近代的な差別意識である「けがれ」意識が作用したのであろうが、ことはそれほど単純ではないと思われる。今宮神社の氏子構成は、今宮祭を財政的に支えた「神事行事町」が存在した西陣地域の氏子と、北部村落地域の氏子からなる。「氏子講中神輿舁請負方之者」は北部村落地域の人々であったが、村山弘太郎によれば「（近世の今宮祭においては：筆者注）神輿舁請負方および神輿舁人足は神事行事町より下位の扱いを受けている。むしろ、給金が明記され、神事行事町の指示のもと「大切二相勤」め「不埒成仕方」があった場合には残金を受け取らない、という文体は人足の請状に類似するものがある。[39]」という状況であった。祭礼に於いて微妙な位置にいた「氏子講中神輿舁請負方之者」たちにとって、蓮台野村の人々とは、祭礼に於いて絶えず自分たちの領域に侵入してくる存在と移っていた。小林丈広は「（安政三（一八五八）年の動きは：筆者注）大局的にいえば、身分は低くとも経済力を背景に神事に対して影響力を持ち始めた蓮台野村に対して、旧例に復帰することで、その勢力を押さえつけることを意図し、神社と氏子側はほぼその意図を達成したことになるのであろう。[40]」と総括する。

①～④で示した太鼓の巡行については、「氏子講中神輿舁請負方之者」たちにとっての一応の決着はついたが、「氏子講中神輿舁請負方之者」たちは蓮台野村の人々を完全に排除することはできなかった。なぜなら太鼓ではなく神輿にも蓮台野村の人々が、寄って来たからである。

奉願口上書

一、近年当社神事還幸之節、小屋竝穢多之者神輿え近附候二付、兎角故障出来駕輿丁之者大二心配仕候間、何卒以来右様之者共神輿え不近附様御沙汰被下置候様駕輿丁之者申之候二付、此段奉願上候、御許容被成下置候者難有可奉存候、以上

明治四年辛未五月八日

今宮神主　佐々木従五位（印）

京都御政府[41]

近世後期の京都の都市祭礼の神輿渡御では「願舁（がんかき）」と呼ばれる神輿舁達が目立つようになった。[42]「願舁」とは、神社との特別な関係によって駕輿丁役を勤める駕輿丁役の者や神社や氏子に雇われて神輿を舁く人足、あるいは氏子を代表して神輿を舁く者といった「正式」な神輿舁ではなく、「勝手」に神輿に寄ってくるものである。右の史料に示された蓮台野村の人々の姿は、神社や駕輿丁に許可を得ず、神輿に近づいていることからまさしく「願舁」である。「願舁」には例えば神に何らかの願をかけている者、享楽のための者、自分の力を見せつける示威行為を意図した者等々さまざまな者たちがいたことが考えられる。①～④の経緯に現れているように、理不尽な扱いを受けながらも祭礼に関わろうとしてきた蓮台野村の人々にとっては、「願舁」

という行為は、まず何よりも「神」との結縁であり、仮令、他の氏子や神社からは認められなくとも、今宮の神の「氏子」という実感を得るためであったろう。

少ない人数で巡行する太鼓[43]とは違い、神輿の渡御には多くの者がひしめくように神輿に寄って舁かなければならない。この時期までには、京都の都市祭礼の神輿渡御には、轅（ながえ）または大（台）棒という太くて長い角材を綱で神輿に絡ませ、益々、多くの人々が神輿に寄れるようになっていた。神輿舁の統制は非常に難しいものとなっており、それゆえ今宮神主は「京都御政府」にお願いしているのである。

（三）今宮祭の「神輿荒れ」と公怨

以上の経緯を踏まえると、「同く氏子の者なれば、共に神輿を舁かせ貰はん」という蓮台野村の人々の言葉は非常に切実なものであり、悲願とでもいうべきものであったことがわかる。であるからこそ、「之を舁すは神に對して不敬なりとて拒絶」された際の絶望や怒り、すなわち「公怨」はいかばかりのものがあったのだろうか。記事を詳しく読むとこれはただの乱闘でないことがよくわかる。まず乱闘が起こった場所であるが、東紫竹大門村であり、神輿舁たちの地元である。神輿は西陣地区を巡行して今宮神社に還るのだが、わざわざ神輿舁たちの地元で騒動を起こしたことになる。[44]命も危うい重傷を負った三人（大塚富之助（四十一歳）原田勇次郎（六十三歳）野村かな（六十歳））はいずれも血気盛んな若者ではないし、原田や野村は当時の基準では還暦を過ぎた老人となろう。そのうえ野村は女性であろう。還暦の女性までが参加し、瀕死の重傷を負う「大喧嘩」であった。とりわけ注目すべきなのは、「瓦礫を携へて出來り、神輿を見掛て投付たり」という行為である。これまで今宮祭に参加するためにさまざまな努力を続けてきた蓮台野村の人々が、その今宮祭で神が乗る神輿に対してこのような挙に出たことは、切実に神に訴えたい「何か」があったことを感じさせる。[45]

三　祇園祭における「神輿荒れ」

（一）明治三十八（一九〇五）年七月十七日の「神輿荒れ」

明治三十八（一九〇五）年七月十七日、祇園祭神輿渡御[46]で神輿舁たちが警官を相手に暴れる「神輿荒れ」が起こった。今宮神社の「神輿荒れ」が部落史や地域史の研究の中で取り上げられてきたのに対し、この事件は先行研究も事実を叙述した文献もない忘れられた事件である。

●祇園神輿舁の騒ぎ　一昨十七日は八阪（ママ）神社の神幸とて、同社三社の神輿中東御座の神輿が、午後八時頃四条縄手の巡査派出所に近づくや、詰合の巡査が神輿舁の胸を顕はせるを咎むるや、一同は非常に激昂し、神輿を打付けよ巡査に舁かせと口々に罵り、アハヤ神輿を派出所に打付け卸さんとせしを、二木松原署長は之を諭して止めしめ、且請々（ママ）講社の世話方等を呼びたるも、此騒ぎに辟易して何れにか姿を隠したり。斯くて幸に無事に済たるも、御旅への着は二時間計も遅れ、十時過漸く納まりたり。神輿舁たち

は二木署長の説諭に舁出したるも、還幸の際、巡査に禮を云ふべし抔毒気を吐き、三条大橋を越える迄は非常に荒れ、警官も殆ど持餘したり。聞く去十日の神輿洗に、東御座の鈴を修繕し、人力車に積みて本社に持参の途、派出所前にて以東は車止なりとて通行を許さざるを憤り暴言を吐き、為に數名松原書に引致し、一夜検束を加えたるを、意地に持ち居たる折も折とて胸を現すを咎めたるより、遂に斯る暴行を爲したるなりと。（句読点：筆者）[47]

『祭礼と世間』に出てくる塩竈神社の帆手祭の「神輿荒れ」を髣髴とさせる事件である。この事件はなぜ起こったのだろうか。記事によれば、東御座の神輿舁たちは、上半身裸で神輿を舁いていることを警官に咎められたことに激昂したことが直接のきっかけであるが、その一週間前の七月十日の神輿洗の日、神輿に飾り付ける鈴を人力車に積んで、四条通を通行していた際、警官に車は通行禁止と止められたことが伏線となっていたと述べる。[48] そうであるならば、警察による規制が原因となろう。しかしこの「神輿荒れ」にはもっと根深い問題が隠されていた。

（二）なぜ神輿舁たちは暴れたのか

塩竈神社の帆手祭で神輿が警察署の構内まで乱入したことをきっかけに柳田は『祭礼と世間』を書き上げた。中里は前述の通り、この出来事を「「新しい世間」である近代国家としての明治政府の論理といわゆる民俗的論理の対立と葛藤」によるものと捉えている。中里の言うように祭礼に対する世俗権力の規制、強制などは「神輿荒れ」のきっかけとなったのは確かであろう。しかし柳田は「神輿荒れ」の中に公怨を見ている。柳田は、帆手祭での神輿舁たちの公怨が何であったのかについては言及していないが、単なる規制や強制への反感だけで「神輿荒れ」を説明すべきではないと考えていた。明治三十八（一九〇五）年七月十七日、祇園祭神輿渡御での「神輿荒れ」は一見すると「近代国家としての明治政府の論理といわゆる民俗的論理の対立と葛藤」であるように見えながら、底には神輿舁たちの公怨が存在したと思われる。事件について見ていきたい。

事件の続報である同年七月二十一日『京都日出新聞』記事「神輿舁ぎの亂暴事件落着」は「神輿荒れ」の首謀者の処分について報じている。記事によると、「亂暴」の首謀者は、東御座神輿の神輿舁が多く住む地域であるT町の住民で「破落漢通名與市事（ごろつきつうめいよいちこと）」Dであった。T町は井戸掘りたちが多く住んでおり、井戸掘りたちは東御座神輿の神輿舁きでもあった。記事によれば、「井戸浚へを托け親分の名義を濫用して、市内の各戸より無法の金額を強請する風ありしより、松原署にては、昨年より本年にかけ是等の徒に向て厳重なる處分をなせしかば、平素より幾分恨みを抱き居り。渡御を幸ひ酒気をかりて、亂暴を為したるものならんと」とある。つまり神輿舁きとして神輿の場を荒らしたに見えるが、その底には井戸掘りとしての怨みがあった。

「無法の金額を強請する」行為とはどのようなものだったのだろうか。同年七月一日の『京都日出新聞』記事「●井戸堀（ママ）の悪企」に書かれた事件などはその典型であろう。同記事よれば、T町の二十四歳と

十九歳の井戸掘りが逮捕された。二人は六月二十七日に下京の牛乳商を訪れ井戸浚えを勧めたのであるが、その家が「當日同家にては何か差支有りしよしにて、廿九日に延ばす旨を告げた」が、三十日に同家を再訪。「主人の留守なりしを幸い、井戸へ中へ入り這入り、一塊の砂を持ち上がり細君に示し、尤もらしき理窟を付け、是非とも井戸浚へせざれば衛生に悪し、などといひ居る處へ主人梅太郎歸り來り、さらばと井戸浚を依頼したるに、両人は」砂（「代八銭」分）とセメント（「代十銭」分）を井戸に持って入り、中にぶちまけて一時間余りで上がってきて、井戸浚えが終わったとし、料金として九円を請求した。主人があまりに高いのでびっくりし、口論になったところに警官がやってきて、二人を連行した。というものである。

夏前のこの時期、京都では井戸浚えが各戸で行われていた。おそらく各戸には馴染みの出入りの業者があり、その業者に井戸浚えを頼むことが、慣行となっていたはずである。その慣行を利用する形で、「井戸浚へを托け親分の名義を濫用して、市内の各戸より無法の金額を強請する風」潮が現れたのであろう。二人の井戸掘りの行為はそのような風潮にのったものであり、現代風に言えば、悪徳業者の詐欺的な犯罪と見える。とはいえ、現代的な善悪の判断を留保して考えてみれば、都市下層社会[49]に生きる彼らにとってみれば、これも稼業の一つの在り方であったはずである。加えてこの時期は京都市に上水道水を提供する第二疏水[50]の計画が着々と進んでおり、井戸掘りの先行きは決して明るくなかった。稼げるときに稼いでおこうとする気持ちが無かったとは言えないだろう。

彼らの先行きを暗くさせたのは京都市という「おかみ」であり、彼らの稼ぎを邪魔したのは警察という「おかみ」であった。ここに東御座神輿の神輿舁たちの公怨がはっきりする。すなわち「おかみ」に生業、稼ぎ、すなわち生存を脅かされているという公怨である。[51]

むすび

柳田國男は『明治大正史世相篇』の最後で「いちばん大きな誤解は人間の痴愚軽慮、それに原因をもつ闘諍と窮苦とが、個々の偶然であって防止のできぬもののごとく、考えられていることではないかと思う。それは前代以来のいまだ立証せられざる当て推量であった。我々の考えてみた幾つかの世相は、人を不幸にする原因の社会にあることを教えた。すなわち我々は公民として病みかつ貧しいのであった」[52]、と述べる。この言葉は前近代と近代の違いとして、様々な事柄に当てはまると思われる。

柳田の言葉を祭礼と絡めて解釈すれば、前近代における祭礼は不運、不幸、災難、天罰を祓う場であり、もし神輿が暴れたとしても、人々は全く神意であると感じたということになろう。公怨は神意に隠されていた。もしくは神意と混然一体となり、公怨の内実が具体的どのようなものなのかについては見えなかったと思われる。これが柳田が言うところの「神輿は本来重くもなり軽くもなる性質の物であるのみならず、今まで軽かったものがにわかに重くなるというのは、すなわち眼に見えぬ奇しき力の、新たに来たり加わることを意味すると解する」という状態であろう。

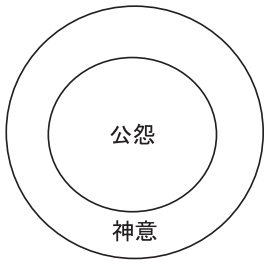

図１　前近代の祭礼における神意と公怨

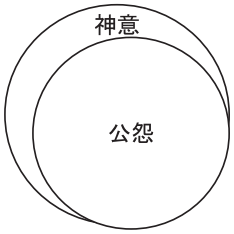

図２　近代の祭礼における神意と公怨

しかし、明治大正という時代は、それまで不運、不幸、災難、天罰、などとあきらめられてきた「闘諍」「窮苦」が、実は社会に原因すると人々がうすうす感じ始めた時代である。すなわち人々は「神輿荒れ」に神意とともに、公怨を垣間見たのである。公怨を訴えるには、公共空間における公的な活動によらなければならない。神を現代よりもずっと身近に感じていた明治・大正において、人々は祭礼を公のものと捉えていた。ゆえに神の乗り物である神輿が渡御する神輿場とは、まぎれもない公共空間であり、その場で起こる神輿荒れとは公共性を帯びたある種の異議申し立てであった。

本稿で取り上げた二つの事例を振り返ると、今宮祭の場合は「平等」、祇園祭の場合は「生存」に関わる公怨が背景にあった。いずれも近代に入って強く意識されるようになった基本的人権に関わる怨みに端を発しており、公怨による「神輿荒れ」の典型であると言えるだろう。

現代については今後考察していく予定であるが、最早、人々が神意を感じながら祭礼に参加することがほぼなくなっていると考えられる。様々な公怨は存在し続けているが、祭礼、神輿場はすでに公怨を表現するに適した公共空間ではなくなり、神輿舁きも公怨を晴らすべき公的活動とは呼べなくなっている。[53]

公怨による「神輿荒れ」とは、前近代でも現代でもなく、近代の祭礼に特徴的な現象であると言えよう。

〔注〕

（1）柳田國男『日本の祭』一九四二年（『柳田國男全集13』一九九〇年筑摩書房）。

（2）新谷尚紀「（『柳田國男全集13』）解説」一九九〇年『柳田國男全集13』筑摩書房、七三〇～七三一頁。

（3）柳田國男『祭礼と世間』一九一九年（『柳田國男全集13』一九九〇年筑摩書房）。

（4）本稿における「今宮祭」とは京都の紫野の今宮神社の、「祇園祭」とは京都の祇園の八坂神社の神幸・還幸を伴う祭礼を指す。

（5）大塚英志「柳田國男で読む主権者教育「祭礼と世間」を読む／柳田国男の「群衆」論」二〇一七年（http://www.ohtabooks.com/at-plus/entry/13540/index.html）で大塚英志は、帆手祭の事例を「神輿荒

れ」と表現している。本論文では「神輿が暴れた」「神輿場が荒れた」を含めて「神輿荒れ」という言葉を使用する。

（6）前掲注（3）、五四七頁。
（7）前掲注（3）、五五〇頁。
（8）前掲注（3）、五五〇頁。
（9）前掲注（3）、五五一頁。
（10）前掲注（3）、五六八～五六九頁。
（11）柳田は子どもの頃からこのような立ち位置にいた。「自分は幸いにして、もと村童であったために、祭りの日に渡御を待ち侘びるという、古風な心持に経験がある。今年はどういうものか、神輿様がひどく荒いなどという年がある。（中略）かくのごとき際にも、人の心は相応に働いていた。まず棒端を担ぐ倔強なる青年等は微笑している。その他の男たちの眼の光にも、それぞれの言葉があった。あるいは世話人の世話焼きが余計であるとか、一部の若者の熱心が足らぬとかいう類の批評的表情までも、当時の子供にはその眼の色から、読むことができたように思う」。前掲注（3）、五六二頁。
（12）前掲注（3）、五七八頁。
（13）柳田國男「世間話の研究」一九三一年（『柳田國男全集9』一九九〇年）、五二六頁。
（14）中里亮平「祭礼研究から見る柳田國男の可能性」二〇一四年・柳田國男研究会編『柳田國男の学問は変革の思想たりうるか』梟社。
（15）中里亮平「新しい祭礼研究へ向けて ――二つの世間と現代民俗学――」二〇一八年・古家信平編『現代民俗学のフィールド』吉川弘文館。
（16）前掲注（5）。
（17）前掲注（15）、一〇八頁。
（18）前掲注（15）、一〇八頁。
（19）例えば小学校4年生の社会科では祭りを取り上げるが、祭りには「地域の生産活動やまちの発展，人々のまとまりなどの願いが込められている」〔文部科学省『小学校学習指導要領解説社会編二〇一八年、日本文教出版、六三頁〕、と記述されている。この表現に基づいて社会科教科書、各種副読本が作成される。
（20）森山軍治郎『民衆蜂起と祭り ――秩父事件と伝統文化』一九八一年、筑摩書房。ベルセ、Y・M『祭りと叛乱』一九九二年、井上幸治監訳、藤原書店など。
（21）この場合の「世間」のとらえ方については、本稿で紹介した「世間」とは「他郷」であるとした柳田の「世間」の定義づけとは異なっている。ただし、柳田は『祭礼と世間』では「世間」を定義していない。
（22）前掲注（5）、（page 2/3）3/8～5/8。
（23）前掲注（3）、五五九頁。
（24）「先御（ママ）輿、中御輿、大宮御輿」の表現は今宮神社社務所配布の「今宮神社「還幸祭」列書」によった。
（25）紫野今宮神社ホームページ（http://www.imamiyajinja.org/）。
（26）大宮御輿の役員、元「上野若中」であったS氏からの聞き書き（2018年5月5日）による。
（27）本多健一『中近世京都の祭礼と空間構造 ――御霊祭・今宮祭・六斎念仏――』二〇一三年・吉川弘文館、一八一～一八四頁。
（28）『大阪朝日新聞』明治二十一（一八八八）年五月十八日付「京都通信」（十七日正（ママ）午十二（ママ）時四十五分発）記事。
（29）前掲注（3）、五五一頁。
（30）京都市『史料　京都の歴史　第6巻　北区』一九九三年・平凡社、四八九頁。
（31）盛田嘉徳・岡本良一・森杉夫『ある被差別部落の歴史』一九七九年・岩波書店、一九五頁。祭礼からの「穢多」村の排除の例としては、他にも、近江国坂本の日吉山王祭など枚挙にいとまがない。（ブリーン、ジョン「近代山王祭の原点 ――官幣大社日吉神社史の一齣」二〇〇九年『人文學報』第98号　京都大学人文科学研究所、一六五～一六七頁）
（32）『京都役所向大概覚書 ――下巻――』（清文堂史料叢書）一九七三年・清文堂、二〇頁。

(33) 竹森健二郎・廣岡浄進「特集第20回全国部落史研究大会シンポジウム② 討論のまとめ」二〇一五年・部落解放・人権研究所『部落解放研究』№202・解放出版社、一六一頁。

(34) 小林丈広「今宮神事と蓮台野村」一九九三年『京都市史編さん通信』№243。本論文で紹介した事実については、全て『今宮神社文書』の記録による。

(35) 前掲注(34) 所収の「今宮神社文書」によれば、「人足之義ハ神輿舁請負之者より差出候仕来候処」云々とあり、太鼓巡行のための人足は神輿舁請負之者（神輿舁き集団）から出ていたと思われる。

(36) 前掲注(34) 所収の「今宮神社文書」による。

(37) 前掲注(27)、一八三頁。

(38) 近世には大宮郷と呼ばれた紫竹、大門、上野、雲林院、門前の大徳寺境内五か村と、大宮森、三筑、新門前、開、薬師山の合計十か村は明治二（一八六九）年には東紫竹大門村となった（『史料　京都の歴史第6巻　北区』、五二〇頁）。このうち上野（現、北区紫野上野町周辺）と新門前（現、北区紫野下門前町周辺）は現代にいたるまで大宮御輿の神輿舁を請け負っている。

(39) 村山弘太郎「近世京都における祭礼運営と町組 ―― 西陣・今宮祭を事例として ――」二〇一六年『京都外国語大学研究論叢』86号、一四頁。

(40) 前掲注(34)、一頁。

(41) 前掲注(34) 所収の「今宮神社文書」による。

(42) 『京都町触集成』（京都町触研究会編、岩波書店）所収の史料によれば、祇園祭では宝永元（一七〇四）年から天保五（一八三四）年の間に二十一回の願舁禁止令が出されている。『京都町触集成』によれば、こういった願舁禁止令は、今宮祭には四回、御霊祭には二回、下御霊の祭礼には七回、上御霊の祭礼には一回出されている（御霊祭、下御霊、上御霊の別については不明だが史料の表記に従った）。洛中の大規模祭礼において願舁が共通の現象であった。例えば宝永元（一七〇四）年には以下のような願舁禁止令が出されているが、他のものも文面はほぼ同じである。「一　祇園会御輿かき之儀、従前々駕輿丁役出シ来候町々之外、くわんかき（願舁）之もの出候処、近年猥ニ罷出候よし不届ニ思召候、弥前々之通くわんかきとして罷出候義仕間敷之旨、相触候様ニ被仰付候、以上　申五月　町代　誰」（京都町触研究会『京都町触集成第一巻』一九八三年・岩波書店、一二二頁）。

(43) 「車太鼓」は現在の今宮祭の行列の先頭である。太鼓及び車の製作時期は特定できないが、非常に古い感じで、おそらく近世からの形態をそのまま残していると思われる。二〇一八年の今宮祭では曳き手は六、七名であった。舁く場合にはその数倍の人数が必要であったかと思われるが、いずれにせよ神輿に比べてかなり少人数で舁くことができる。

(44) 「紫竹大門村字追分」を確認することは現時点でできていないが、「追分」という地名である限り三差路であり、午後八時に神輿が通るのであれば、今宮神社近くであるということになる。今宮神社から約二〇〇メートル東に上野通と今宮通が作る三差路がある。この三差路は十八世紀初頭の「京都明細図絵」にも描かれている。ここが「追分」であれば、神輿舁たちの地元である上野村の入り口であり、新門前村からもほど近い場所となる。一方、蓮台野村からは道なりに約一キロメートル離れている。

(45) 今宮祭のこの事件については解明できていないことが多い。最大のものが、なぜ蓮台野村の人々が同じ鷹ヶ峰村の鷹峯区の人々が舁いていた中御輿（鷹神輿）を襲わなかったのかという点である。平等を求めるなら同じ村の者に訴えるのが普通であろう。今後の課題としたい。また現在の今宮祭でも千本地区（旧蓮台野村）は地域としては神輿舁きに携わっていない。千本地区を含む楽只学区が担当しているのは、「車太鼓」である。「車太鼓」については、近世に蓮台野村の人々が太鼓の修繕や太鼓舁きなどを通じてその関わりを模索したが、近世末には関わりを絶たれてしまった。どのような経緯で現在の姿があるのかについても今後の課題としたい。

(46) 祇園祭神輿渡御の概要と神輿舁きの組織の変遷については、中西仁「祇園祭神輿渡御の担い手の変遷 ―― 近代・「四若」を中心として

――」二〇一八年・京都民俗学会『京都民俗』第36号を参照のこと。

(47)『京都日出新聞』明治三十八（一九〇五）年七月十九日付記事。

(48)神輿洗式は四条大橋に於いて、鴨川の水で中御座神輿を清める神事である。四条通が車通行禁止になったのは、この神輿洗いの行列や神輿が通行するからであろう。神輿洗いはこの当時は中御座神輿の神輿舁き集団（「三若」）が携わっており、東御座の神輿舁き集団（「四若」）は東御座神輿の飾り付けだけを担当していたと思われる。神輿の飾りを運ぶことは神事ではないが、神輿舁たちにとっては、祭礼の一部であるという意識が働いたに違いない。

(49)小林丈広『近代日本と公衆衛生――都市社会史の試み――』二〇〇一年・雄山閣、によればT町は「いわば京都の三大スラムとでもいうべき存在であった。とくに、九〇年の米価高騰とコレラの流行の際には、いずれも新聞紙上に頻繁に登場して世間の注目を集めた。」（同書、八七頁）。米価高騰の際には米屋打ち壊しのうわさが流れた。すなわち公衆衛生及び治安維持の両面から特別な対象とされた地域であった。

(50)明治三十五（一九〇二）年四月第2疏水計画を府に出願。三十八年九月第2疏水計画を滋賀県にも出願。三十九年四月第2疏水計画許可。四十一年十月大津・京都間の測量を完了。四十二年五月水道創設事業に着手。四十五年三月第2疏水・蹴上浄水場完成。
『京都市上下水道局ホームページ』「琵琶湖疏水の紹介」
(http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/page/0000007153.html) より。

(51)東御座神輿の神輿舁たちはその後も何度か「神輿荒れ」を起こしている。交番に神輿を打ち付けた事件から一〇年以上たった大正四（一九一五）年の還幸祭、大正八（一九一九）年の還幸祭では神輿と京都市電が接触したことに対して、神輿を舁き捨てて電車に殺到。大混乱を引き起こしている（『京都日出新聞』大正四（一九一五）年七月二十七日記事、同大正八（一九一九）年7月25日記事）。公共交通機関の運行と神輿渡御の優先順位が拮抗していたという事実を示している点で興味深い。中里のいうところの「「新しい世間」である近代国家としての明治政府の論理といわゆる民俗的論理の対立と葛藤」の一つの形であろう。T町の人々の中には人力車夫を稼ぎとする者もいたが、市電は客を奪う憎い存在であるとともに、車の走行を邪魔するうっとおしい存在でもあったろう。そう考えれば、この二つの「神輿荒れ」も生業や稼ぎが関わっているとも考えられる。

(52)柳田國男『明治大正史世相篇』一九四二年（『柳田國男全集26』一九九〇年・筑摩書房）。引用は『柳田國男全集26』、三九四頁。

(53)三隅貴史「東京周辺地域における「江戸前」の美学の成立――神輿会に着目して――」二〇一七年（日本民俗学会『日本民俗学』第292号所収）、によれば、東京における神輿舁きは地域共同体を離れた同好会である「神輿会」によって担われている。神輿場は神輿の愛好家たちの娯楽の場であり、仮令、喧嘩やもめごとが起こってもそれは公怨に基づくものでは無く、神輿を楽しみたいのに邪魔されたという私怨に基づくものとなっている。もしくは喧嘩やもめごと自体を楽しむものたちさえ存在する。京都でも例えば「京都神輿愛好会」をはじめ、様々な同好会的組織が存在しており、状況は共通する部分がある。

（なかにし　ひとし　文学研究科歴史学専攻博士後期課程）
（指導教員：八木　透　教授）
二〇一八年九月二八日受理